

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、日本商品先物取引協会（英文名 The Commodity Futures Association of Japan）という。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を東京都中央区に置き、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

(組織及び人格)

第 3 条 本会は、商品取引所法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第190条の規定により主務大臣の許可を受けた商品取引員（以下「商品取引員」という。）をもって組織し、法第245条の規定により主務大臣の認可を受ける法人とする。

(目 的)

第 4 条 本会は、会員の行う商品市場における取引等（法第 2 条第15項の商品清算取引を除く。以下同じ。）の受託を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者の保護を図ることを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 会員が商品取引受託業務（商品市場における取引等の委託を受ける営業をいう。以下同じ。）又は委託の勧誘を行うに当たり、法その他の関係法令を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の事業
- (2) 会員の行う商品取引受託業務又は委託の勧誘に関し、委託者の保護を図るために必要な指導、勧告その他の事業
- (3) 会員に対する監査

- (4) 法その他の関係法令又は本会の定款等に違反した会員に対する制裁
 - (5) 会員の行う商品取引受託業務に対する委託者又は委託の勧誘を受けた者（以下「委託者等」という。）からの苦情の解決
 - (6) 商品市場における取引等の受託に関して会員間又は会員と顧客との間に生じた紛争を解決するためのあっせん及び調停
 - (7) 法第206条第1項の規定に基づき、主務大臣から委任された外務員の登録に関する事務
 - (8) 外務員資格試験の実施
 - (9) 会員の役職員に対する研修等その資質の向上を図る事業
 - (10) 会員が積み立てる商品取引責任準備金に関する事業
 - (11) 会員の商品取引受託業務に係る損失補てん等に関する事業
 - (12) その他本会の目的を達成するために必要な事業及び前各号に掲げる事業に附帯する事業
- 2 本会は、営利の目的をもって事業を営んではならない。
 - 3 本会は、その目的を達成するために直接必要な事業及びその事業に附帯する事業以外の事業を営んではならない。

第 2 章 会 員

第 1 節 権利及び義務

（会員の資格）

第6条 商品取引員は、本会に加入し、会員となることができる。

（会員の権利義務）

第7条 会員は、本会に対して、会員たる資格に基づき、権利を有し、義務を負う。

- 2 会員が次の各号の一に該当したときは、その会員の権利は消滅する。
 - (1) 本会を脱退し、又は本会から除名の処分を受けたとき。
 - (2) 前条に規定する会員の資格を喪失したとき。
- 3 本会は、前項の規定により、会員の権利が消滅したときは、その旨を他の会員に通

知するものとする。

- 4 会員の地位は、第10条の規定に基づき会員たる地位を承継する場合を除き、譲渡することができない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、加入の際に総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(届出及び報告)

第9条 会員は、定款の施行に関する規則（以下「定款施行規則」という。）の定めるところにより、会員の代表者として本会に対してその権利を行使する者（以下「会員代表者」という。）1名を定め、定款施行規則の定める様式による届出書を本会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 会員は、定款施行規則その他の規則で定める場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、その内容を届け出又は報告しなければならない。

(会員たる地位の承継)

第10条 法第225条第1項、第226条第1項、第227条第1項又は第228条第1項の規定に基づく主務大臣の認可を受けて会員の商品取引受託業務の全部が一の者に承継された場合においては、当該会員の会員たる地位はその者が承継したものとする。

- 2 法第226条第1項、第227条第1項又は第228条第1項の規定に基づく主務大臣の認可を受けて会員の商品取引受託業務の全部が二以上の者に承継された場合においては、当該会員の会員たる地位は、当該商品取引受託業務の主たる部分を承継した者として本会が指定する一の者がこれを承継したものとする。

(書類の提出等)

第11条 会員は、定款施行規則の定めるところにより、その営業及び財産に関する書類を本会に提出しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、本会は、必要と認めるときは、会員に対し、その営業及び財産に関する報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 会員は、前項の報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。

(情報開示)

第12条 会員は、理事会の議決を経て会長が定めるところにより、開示すべき情報を作成しなければならない。

- 2 会員は、前項の規定により作成した情報を会員各社の本店及び従たる営業所に備え置くとともに、本会本部及び支部事務所において公衆の閲覧に供しなければならない。

(公認会計士監査の実施)

第13条 会員は、公認会計士監査を受けるよう努めるものとする。

第 2 節 加入及び脱退

(加 入)

第14条 本会の会員になろうとする者は、定款施行規則の定める様式による入会申込書を本会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の入会申込書には、定款施行規則で定める書類を添付しなければならない。
- 3 本会は、第1項の承認があったときは、その旨を当該申込みをした者及び他の会員に通知するものとする。

(加入の拒否)

第15条 本会は、本会に加入の申請を行った商品取引員が次の各号の一に該当するときは、その加入を拒否することができる。

- (1) 法、法に基づく命令若しくは法に基づいてする主務大臣の処分若しくは本会若しくは商品取引所の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をして、商品市場における取引若しくは商品取引受託業務の停止を命ぜられ、又は本会若しくは商品取引所から除名若しくは取引資格の取消しの処分を受けたことがあること。
- (2) 前条第1項の入会申込書又はその入会申込書に添付した書類に虚偽の記載があり、

又は重要な事項について記載が欠けていること。

(脱 退)

第16条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、本会を脱退する。

- (1) 会員から脱退の申出があったとき。
- (2) 会員たる資格を喪失したとき。
- (3) 破産手続開始の決定があったとき。
- (4) 解散したとき。
- (5) 除名

2 会員は、前項第1号に掲げる事由により脱退をしようとするときは、脱退する日の60日前までに、定款施行規則に定める様式による脱退届出書を本会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

3 本会は、前項の承認があったときは、その旨を当該会員及び他の会員に通知するものとする。

第 3 章 機 関

第 1 節 役 員 等

(定数及び選任)

第17条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 13人以上17人以内
- (2) 監 事 3人

2 理事及び監事は、総会において、会員代表者、商品取引所及び商品先物取引業界に
関係のある団体の役員（会員の役職員を除く。）並びに先物取引について学識経験を
有する者（以下「学識経験者」という。）のうちから選任する。ただし、学識経験者
から選任される理事及び監事の数は、それぞれ、理事及び監事の総数の過半数でな
ければならない。

3 総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選
任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て、これを行

うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事のうちから、会長1人、副会長2人以内、専務理事1人を互選する。このほか、必要に応じ常務理事1人を互選することができる。

(理事の職務)

第18条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款並びに総会の決議に従い、本会の運営を協議し、業務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を総括し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して本会の業務を処理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長、副会長及び専務理事に事故があるときはその職務を代理し、会長、副会長及び専務理事が欠けたときはその職務を行う。
- 6 理事は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長、副会長、専務理事及び常務理事に事故があるときはその職務を代理し、会長、副会長、専務理事及び常務理事が欠けたときはその職務を行う。

(監事の職務)

第19条 監事は、本会の事務を監査する。

- 2 監事は、会長若しくは理事に対して事務の報告を求め、又は本会の事務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事が本会の目的の範囲内ない行為その他法令又は定款等に違反する行為をし、これにより本会に著しい損害を生ずるおそれがある場合には、理事に対しその行為の差し止めの請求ができる。
- 4 監事は、会長が総会に提出しようとする書類を調査し、総会にその意見を報告しな

ければならない。

(任 期)

第20条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第21条 任期満了又は辞任により退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その責務を負うものとする。

(解 任)

第22条 本会は、役員が本会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、本会は、その総会の開催の日の14日前までに、その役員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(報 酬)

第23条 役員には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

(顧 問)

第24条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の業務運営に関する重要事項について、会長の諮問に応ずる。

(欠格条件等)

第25条 法第15条第2項第1号イからルまでに掲げる者に該当するものは、役員たることができない。

- 2 役員が法第15条第2項第1号イからルまでの一に掲げる者に該当することとなったときは、その職を失う。

第 2 節 総 会

(総 会)

第26条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会において必要と認めたとき。
 - (2) 会員総数の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見し、その報告をするため必要があるとして監事が招集したとき。

(総会の招集)

第27条 総会は、前条第4項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

- 2 前条第4項第2号の規定により請求があったときは、会長はその請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、その開催の日の14日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知してしなければならない。

(議決方法等)

第28条 総会は、会員総数の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。ただし、特別な利害関係を有する事項については、議決権を行使することができない。
- 3 総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、次条各号並びに第30条第3号及び第4号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第30条に規定する場合を除き、出席会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第29条 この定款において別に定める事項のほか、次の各号の掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 入会金及び会費の額並びにその徴収方法の決定又は変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5) 事業報告及び収支計算の承認
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

(特別議決事項)

第30条 次の各号に掲げる事項は、総会において、会員総数の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による議決)

第31条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに本会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、その会員の役員若しくは使用人又は他の会員代表者でなければこれになることができない。
- 4 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
- 5 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第32条 議長は、総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席会員数（書面議決者及び議決委任者の場合にあつては、そ

の旨を付記すること。)

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
- 3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

第3節 理事会

(理事会)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じ会長が招集する。この場合において、第39条で準用する第26条第4項第3号の規定に基づき監事が招集する場合は、この限りでない。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 理事会の招集は、その開催の日の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって理事に通知してしなければならない。
- 5 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(議決方法等)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席があり、かつ、学識経験者理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 理事は、各1個の議決権を有する。ただし、特別な利害関係を有する事項については、議決権を行使することができない。
- 3 理事会の議事は、出席理事の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による議決)

第35条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、理事会の開催の日の前日までに本会に到達しないときは、無効とす

る。

3 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議決事項)

第36条 この定款において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

- (1) 総会に付議すべき事項及び総会の招集に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) 本会の業務を執行するための計画、組織及び管理の方法に関すること。
- (4) 諸規程の制定又は改廃
- (5) 会員の権利の停止若しくは制限又はその解除
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

(書面等による理事会)

第37条 会長は、必要があると認めるときは、理事会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により理事の意見を求めることにより、理事会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により理事の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

(権限の委任)

第38条 理事会は、会員に対する制裁を決定する権限の一部、会員役職員に対する指導、勧告を決定する権限及び処分を決定する権限の一部、あっせん及び調停に関する事項、並びに外務員の登録の事務及び外務員資格試験の実施に関する事項を、それぞれ規律委員会、綱紀委員会、あっせん・調停委員会、外務員登録等資格委員会に委任することができる。

(規定の準用)

第39条 第26条第4項第2号、第3号、第28条第3項及び第32条の規定は理事会について準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「理事」と、第28条第3項ただし書中「次条各号並びに第30条第3号及び第4号」とあるのは「第36条第4号及び第5号」と読み替えるものとする。

第 4 節 評 議 員 会

(評議員)

第40条 本会に、評議員10人以上15人以内を置くことができる。

- 2 評議員は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 評議員及び役員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 第20条から第23条までの規定は、評議員について準用する。

(評議員会)

第41条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、本会の業務に関し会長の付議する事項について審議し、意見を述べる
ことができる。
- 3 評議員会は、会長が招集する。
- 4 評議員会の議長は、その都度評議員会において互選する。
- 5 理事及び監事は、評議員会に出席して、意見を述べる
ことができる。
- 6 第28条第1項、第2項及び第4項、第32条、第33条第4項並びに第35条の規定は、
評議員会について準用する。

第 5 節 常 設 委 員 会

(常設委員会)

第42条 本会に次の常設委員会を置く。

- (1) 運営委員会
 - (2) 総務委員会
 - (3) 自主規制委員会
 - (4) 研修委員会
 - (5) 監査委員会
- 2 常設委員会は、本会の事業運営に関する重要事項について、理事会の諮問に応じ又
は理事会に意見を述べる
ことができる。
 - 3 本会は、必要と認めるときは、理事会の議決により、常設委員会に専門委員会を設

けることができる。

- 4 常設委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 6 節 規律委員会、綱紀委員会、あっせん・調停委員会 及び外務員登録等資格委員会

(規律委員会)

第43条 本会に規律委員会を置く。

- 2 規律委員会は、理事会の委任を受けて、制裁規程の定めるところにより、会員に対する制裁措置の一部を決定する。
- 3 規律委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(綱紀委員会)

第44条 本会に綱紀委員会を置く。

- 2 綱紀委員会は、理事会の委任を受けて、会員役職員に対する指導、勧告、処分に関する規則の定めるところにより、会員役職員に対する指導、勧告を決定し、又は処分の一部を決定する。
- 3 綱紀委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(あっせん・調停委員会)

第45条 本会にあっせん・調停委員会を置く。

- 2 あっせん・調停委員会は、理事会の委任を受けて、紛争処理規程の定めるところにより、あっせん及び調停を行う。
- 3 あっせん・調停委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(外務員登録等資格委員会)

第46条 本会に外務員登録等資格委員会を置く。

- 2 外務員登録等資格委員会は、理事会の委任を受けて、外務員の登録の事務及び外務員資格試験の実施に関する事項を決定する。
- 3 外務員登録等資格委員会の構成及び運営等に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 7 節 特別委員会

(特別委員会)

第47条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決により臨時に特別委員会を設けることができる。

- 2 第42条第2項から第4項までの規定は、特別委員会について準用する。

第 8 節 事務局等

(事務局)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は理事会の同意を得て会長が任命し、職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第49条 本会は、事務所に、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定 款
- (2) 財産目録
- (3) 会員名簿
- (4) 役職員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (5) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (7) その他必要な書類及び帳簿

第 4 章 自 主 規 制

(本会の責務)

第50条 本会は、自主規制事業を行うにあたっては次に掲げること留意しなければならない。

- (1) 会員による詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収
その他会員の不当な利得行為を防止し、取引の信義則を助長することに努めること。
- (2) 会員に法令及び本会の定款その他の規則を遵守するための社内規則及び管理体制
を整備させることにより、法令又は本会の定款その他の規則に違反する行為を防止
し、委託者の信頼を確保することに努めること。

2 本会は、会員の自主規制の状況、苦情・紛争処理状況等の情報開示に努めなければならない。

第 1 節 自 主 規 制 規 則 等

(自主規制規則の制定等)

第51条 本会は、会員及びその役職員が行う商品取引受託業務等の適正化を図るため、
理事会の議決を経て、受託等業務に関する規則、会員従業員に関する規則及び会員役
職員に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「自主規制規則」と総称する。）
を定める。

2 本会は、会員及びその役職員に対し、自主規制規則を遵守するために必要と認める
指導、勧告その他の措置をとることができる。

第 2 節 監 査

(監 査)

第52条 本会は、第4条の目的を達成するために必要があるときは、会員に対する監査
を行うものとする。

2 会員は、前項の規定に基づき本会が行う監査に応じなければならない。

(監査規則)

第53条 この定款に定めるもののほか、監査に関し、必要な事項は、監査規則をもって定める。

第 5 章 制 裁

(制 裁)

第54条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、制裁規程及び定款施行規則に定めるところにより、当該会員に対し、過怠金を賦課し、若しくは定款の定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は当該会員を除名する等の措置を講ずるものとする。

(1) 本会の秩序を乱し、名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(2) 法、法に基づく命令又は法に基づいてする主務大臣の処分に違反する行為をしたとき。

(3) 本会の定款、紛争処理規程、自主規制規則その他の規則及び本会の決議事項、指導、勧告、処分等に違反したとき。

(4) 取引の信義則に背反する行為をしたとき。

2 本会は、会員に対する制裁を決定したときは、遅滞なく、その旨を理由を付して書面により当該会員に通知するとともに、当該会員の商号、制裁の種類及びその理由を他の会員に通知し、併せて本会の所在地において公示するものとする。

3 本会は、除名の決議があったときは、前項の規定に基づき公示するほか、公告するものとする。

(制裁に係る調査)

第55条 本会は、会員に対し、前条第1項の規定により本会が過怠金の賦課等の措置を講ずるために必要な調査を行うことができる。

2 会員は、前項の規定による調査があったときは協力しなければならない。

(制裁規程等)

第56条 この定款に定めるもののほか、制裁に関し必要な事項は、制裁規程及び定款施

行規則をもって定める。

第 6 章 紛争の解決

第 1 節 苦情の解決

(苦情の解決)

第57条 本会は、委託者等から会員の行う商品取引受託業務に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めるものとする。

2 会員は、本会から前項の規定により処理を求められたときは、申出人と速やかに連絡をとり、誠意をもってこれに対応し、当該苦情の早期解決に努めるものとする。

3 この定款に定めるもののほか、苦情の解決に関し必要な事項は、苦情処理規則をもって定める。

第 2 節 あっせん及び調停

(紛争のあっせん及び調停)

第58条 本会は、商品市場における取引等の受託に関して会員間又は会員と顧客との間に生じた紛争について、当事者からあっせん又は調停の申出があったときには、あっせん又は調停を行うものとする。

2 前項のあっせん又は調停の申出に係る紛争の一方の当事者となった会員は、本会のあっせん又は調停に参加しなければならない。

3 会員は、会員と顧客との間に生じた紛争について、本会のあっせん又は調停に応ずる旨の顧客の同意がなければ、その申出をすることができない。

(あっせん及び調停に必要な調査)

第59条 本会は、紛争のあっせん及び調停を行う場合においては、当事者である会員に対し、必要な事項について調査することができる。

2 会員は、前項の規定による調査があったときは協力しなければならない。

(あっせん及び調停に係る措置)

第60条 本会は、会員に対し、あっせん及び調停を適切に行う上で必要と認められる指示、処分その他の措置をとることができる。

(紛争処理規程)

第61条 この定款に定めるもののほか、紛争のあっせん及び調停に関し必要な事項は、紛争処理規程をもって定める。

(商品取引責任準備金)

第62条 会員は、商品取引事故による損失に備えるため、商品取引責任準備金の積立て等に関する規則に定めるところにより、商品取引責任準備金を積み立てなければならない。

第 7 章 外 務 員 登 録

(本会による外務員の登録事務)

第63条 本会は、法第206条第1項に基づき、主務大臣から委任された外務員の登録に関する事務を行う。

(会員の外務員の登録等に関する規則)

第64条 この定款に定めるもののほか、外務員の登録事務に関し必要な事項は、会員の外務員の登録等に関する規則をもって定める。

第 8 章 研修等及び外務員資格試験

(研修等)

第65条 本会は、会員の役員及び使用人の資質の向上を図るため、研修等を行うものと

する。

(外務員資格試験)

第66条 本会は、外務員の資格を取得しようとする者に対し、外務員に必要と認められる知識について試験を実施する。

(外務員研修・資格試験規則)

第67条 この定款に定めるもののほか、研修等及び外務員資格試験に関し必要な事項は、外務員研修・資格試験規則をもって定める。

第 9 章 会 計 及 び 資 産

(事業年度)

第68条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第69条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第70条 本会の資産は、総会の議決を経て別に定めるところにより、会長がこれを管理する。

(経費の支弁の方法等)

第71条 本会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

- 2 本会は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を経て、特別の会計を設けることができる。
- 3 前項の会計に係る経理は、一般の経理と区別して経理しなければならない。
- 4 毎事業年度の収支計算における収支差額については、翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第72条 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

- 2 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経て、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第73条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会において収支予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、前年度の収支予算に準じて収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、当該年度の収支予算が直近に開催される総会において決定したときは、失効するものとし、当該収入及び支出があるときは、これを当該年度の収支予算に基づいてしたものとみなす。

(監査等)

第74条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の21日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業概況報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

- 2 監事は前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならない。

(報 告)

第75条 会長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を主務大臣に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業概況報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書、正味財産増減計算書及びその年度の収支予算書
- (4) 前年度末の会員名簿及び前年度における会員の異動状況を記載した書類

第 10 章 解 散

(解 散)

第76条 本会は、法第262条第1項第3号及び第4号の規定によるほか、総会の議決を経て解散する。

(解散の場合の残余財産の処分)

第77条 本会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経て、かつ、主務大臣の許可を受けて、本会と類似の目的を有する他の公益事業を行う者に寄付するものとする。

第 11 章 雑 則

(認可事項)

第78条 この定款、制裁規程及び紛争処理規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(主務大臣への協力)

第79条 本会は、主務大臣から本会の業務又は財産についての報告を求められたときは、これに協力するものとする。

(秘密保持義務)

第80条 本会の役員、顧問、評議員、常設委員会その他の委員会の委員及び職員並びにこれらの職にあった者は、その職に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は盗用してはならない。

(公告の方法)

第81条 本会の公告は、官報又は日本経済新聞に掲載する。

(定款施行規則)

第82条 定款の施行に関し必要な事項は、定款施行規則をもって定める。

(細則等)

第83条 この定款に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な細則及び業務の執行方法については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、主務大臣の設立の許可のあった日（平成3年5月1日）から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第14条第2項及び第5項の規定にかかわらず、設立総会で選任するものとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、第1回通常総会の終了の日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第24条第4号及び第45条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
- 4 本会の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成4年3月31日までとする。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成6年5月13日）から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第2章会員を第2章会員及び賛助会員とする。

第2章会員及び賛助会員を第1節会員（第6条から第13条まで）と第2節賛助会員（新設）とに区分する。

第2節賛助会員に第13条の2及び第13条の3を設ける。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成9年8月28日）から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第14条第1項第2号を改正。

附 則

- 1 この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日又は改正商品取引所法の施行の日のいずれか遅い日（平成11年4月1日）から施行する。ただし、第62条の規定は、理事会の議決を経て、会長が定める日から施行する。
- 2 この定款の変更後の当初の役員は、平成11年3月10日開催の第9回臨時総会で選任するものとし、その任期は、第20条第1項の規定にかかわらず、第9回通常総会の終了の日までとする。ただし、当初の役員については、第17条第5項規定中「副会長2人以内、専務理事1人」とあるのは「副会長3人以内、専務理事2人以内」と読み替えるものとする。
- 3 この定款の変更後の当初の役員は、第1項の規定にかかわらず、この定款の施行以前に第17条第5項に基づく互選を行うことができる。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日又は平成17年5月1日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第5条第1項第10号及び第62条の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第3条、第4条、第5条第1項第1号、第2号、第5号、第6号、第7号、第10号、第15条第1号、第19条第2項、第25条第1項、第2項、第51条第1項、第57条第1項、第58条第1項、第62条、第63条及び第76条を改正。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成18年4月28日）から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第16条第1項第3号を改正。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日又は改正商品取引所法の施行の日のいずれか遅い日（平成19年9月30日）から施行する。ただし、第7条第4項、第10条及び第17条第5項の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成19年7月25日）から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第5条第1項第11号、第12号、第7条第4項、第10条及び第17条第5項を改正。

定款の施行に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第82条の規定に基づき、定款の施行に関し必要な事項を定める。

(会員名簿の公開)

第2条 本会は、会員の名称、本店、会員代表者の氏名その他必要と認める事項を記載した会員名簿を作成し、公衆の閲覧に供するものとする。

(会員代表者の資格要件及び届出)

第3条 定款第9条第1項に規定する会員代表者は、会員の代表役員でなければこれになることができない。ただし、払込資本金が100億円以上の会員にあっては、代表権のない役員又はこれに準ずる者であっても会員代表者となることができる。

2 会員代表者の届出書は、様式第1号による。

(届出事項)

第4条 定款第9条第2項に規定する届出は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。

- (1) 商号を変更したとき。
- (2) 資本金額を変更したとき。
- (3) 役員に変更があったとき。
- (4) 本店、支店その他の営業所の名称又は所在地を変更したとき。
- (5) 主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権の議決権の総数に対する割合及び会員との関係を変更したとき。
- (6) 商品市場における取引等の受託を行う商品市場及び取引等の受託に係る取引の別を変更したとき。
- (7) 商品取引受託業務を開始し、休止し、又は再開したとき。
- (8) 法第197条第3項の規定により商品取引受託業務の廃止、合併又は解散に係る公告を行ったとき。
- (9) 商品取引受託業務を廃止したとき。

- (10) 法第225条第1項、第226条第1項、第227条第1項及び第228条第1項の規定により合併、分割又は事業譲渡に係る認可申請を行ったとき。
- (11) 合併、分割又は事業譲渡したとき。
- (12) 法第196条第1項に規定する兼業業務を営むこととなったとき、又はこれを変更若しくは廃止したとき。
- (13) その他理事会が必要と認めたとき。

(報告事項)

第5条 定款第9条第2項に規定する報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。

- (1) 委託者保護基金又は商品取引所若しくは商品取引清算機関に加入し、又はこれを脱退したとき。
- (2) 他の法人に対する支配関係を持つに至ったとき、又はこれを変更したとき。
- (3) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき。
- (4) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知ったとき。
- (5) 定款を変更したとき。
- (6) 法第232条、第235条又は第236条の規定に基づく命令又は処分を受けたとき。
- (7) 法の規定により罰金の刑を受けたとき。
- (8) 商品取引所の処分を受けたとき。
- (9) 法の規定に基づく検査が終了したとき。
- (10) 会員として遵守すべき法令等に違反する行為が行われていた事実を認識したとき。
なお、本会の監査、商品取引所の監査又は法に基づく検査等において会員として遵守すべき法令等に違反する行為があった旨の指摘を受けたときも同様とする。
- (11) 前各号に掲げるときのほか協会が必要と認めるとき。

(書類の提出)

第6条 定款第11条第1項に規定する書類の提出は、次の各号に掲げるものにつき、当該各号に掲げる期日までに行うものとする。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項に規定する計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及び事業報告並びにこれらの附属明細書 毎事業年度終了の日から3カ月以内

- (2) 毎年3月末日及び9月末日現在で作成した純資産額に関する調書 作成の日から3カ月以内
 - (3) 毎月末日現在で作成した純資産額規制比率に関する届出書、分離保管等に関する調書、月計残高試算表、定期業務報告書、及び事故等の発生状況及びその処理状況についての報告書 作成の日から20日以内
- 2 公認会計士又は監査法人による監査を受けている会員は、前項第1号に掲げる書類の提出にあたっては、監査報告書の謄本を添付しなければならない。

(入会申込書及びその添付書類)

第7条 定款第14条第1項に規定する入会申込書は、様式第2号による。

- 2 定款第14条第2項の書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 定款（外国法人である場合には、定款に準ずる書面）
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員住民票の写し等又はこれらに代わる書面及び履歴書
 - (4) 会員加入商品市場名、商品市場における取引等の受託を行う商品市場名及び取引等の受託に係る取引の別を記載した書面
 - (5) 本店、支店その他の営業所の名称及び所在地を記載した書面
 - (6) 主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、所有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申込者との関係を記載した書面
 - (7) 直前事業年度の会社法第435条第2項に規定する計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及び事業報告並びにこれらの附属明細書

(脱届出書)

第8条 定款第16条第2項に規定する脱届出書は、様式第3号による。

(取引の信義則に背反する行為)

第9条 定款第15条第1号及び第54条第1項第4号に規定する取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 不公正な取引又は受託を行うこと。
- (2) 商品取引受託業務の信用の保持を欠くこと。

- (3) 委託者保護に欠ける行為を行うこと。
- (4) 不注意又は怠慢な取引又は受託を行うこと。

(制 裁)

第10条 定款第54条に関し、次に掲げる事項に該当することとなったときは、制裁規程に準じた措置を講ずるものとする。

- (1) 本会に納入、積立て又は預託しなければならない金銭その他を、本会の定めるところにより納入、積立て又は預託しないとき。
- (2) 本会の名称を無断で使用したとき。
- (3) その他会員の行為について本会が制裁に値すると認めたとき。

附 則

この規則は、平成3年5月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成8年6月16日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第1項を改正。

附 則

この改正は、定款の変更認可の日又は改正商品取引所法の施行の日のいずれか遅い日(平成11年4月1日)から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

全面改正。

附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第6条第3号及び第10条第1号を改正。

附 則

この改正は、平成13年1月24日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第5条第3号及び第4号を改正。

附 則

この改正は、平成15年3月5日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第6条第2項を新設。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第7号、第8号、第10号、第5条第1号、第6号、第10号、及び第6条第1項第3号を改正。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第3条第1項、第4条第4号、第6号、第5条第3号、第4号、第6号、第6条第1項第1号、第2号、第3号、第7条第2項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第9条第1号、第2号及び第4号を改正。第4条第5号を削除し、第4条第6号から第11号を第5号から第10号に繰り上げ。

附 則

この改正は、平成18年11月16日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第4条第6号を第7号に繰り下げ、第6号を新設。
2. 第4条第7号を第9号に繰り下げ、第8号を新設。
3. 第4条第8号を第11号に繰り下げ、第10号を新設。
4. 第4条第9号及び第10号を第12号及び第13号に繰り下げ、第11号及び第12号を改正。
5. 第5条第3号、第4号、第6号、第6条第1項第1号、第2項、第7条第2項第4号及び第7号を改正。

附 則

この改正は、平成20年6月2日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

1. 第5条第2号及び第9号を改正。
2. 第5条第10号を削除し、第11号及び第12号を第10号及び第11号に繰り上げ。

【様式第1号】

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会
会 長 殿

住 所

商 号

代表者名 印

会員代表者に関する届出書

貴協会定款第9条第1項の規定に基づき、弊社の会員代表者を下記のとおり届出いたします。

記

| 役 職 名 | 氏 名 | 住 所 | 就任年月日 |
|-------|-----|-----|-------|
| | | | |

【様式第2号】

| | |
|-------|----------|
| 受理年月日 | 平成 年 月 日 |
| 受理番号 | |

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会

会 長 殿

住 所

商 号

代表者名

印

入 会 申 込 書

日本商品先物取引協会への入会申込みをいたします。

【様式第3号】

| | |
|-------|----------|
| 受理年月日 | 平成 年 月 日 |
| 受理番号 | |

| | |
|---|---|
| 平成 年 月 日 | |
| 日本商品先物取引協会 | |
| 会 長 | 殿 |
| 住 所 | |
| 商 号 | |
| 代表者名 | 印 |
| 脱 退 届 出 書 | |
| 平成 年 月 日付けをもって、貴協会を脱退いたしたく、定款第16条 第2項の規定に基づき届出いたします。 | |